

## 平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:港湾空港技術研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	理事長 金澤寛 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成21年4月1日	東京電力(株) 東京都千代田区内幸町1-1-3	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	—	48,128,333	—	0	割引料金の適用を受けているため。		8
ガス料金	理事長 金澤寛 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成21年4月1日	東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-20	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	—	5,383,767	—	0	供給することが可能な者が唯一であるため。		8
水道料	理事長 金澤寛 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成21年4月1日	横須賀市上下水道局 横須賀市小川町11	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	—	10,485,634	—	0	供給することが可能な者が唯一であるため。		8
電話料	理事長 金澤寛 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	—	3,147,735	—	0	本通信回線契約は、全国各地の諸観測データをオンライン収集し、研究にも活用されるものである。平成16年に他の電話システムに切り替えたが、データ収集機能に支障が生じ、その後も技術的な問題が解決されていないことから、確実なデータ収集を確保できる通信回線を供給することが可能な者が唯一であるため。		8
電話料	理事長 金澤寛 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	—	3,180,748	—	0	本通信回線契約は、全国各地の諸観測データをオンライン収集し、研究にも活用されるものである。平成16年に他の電話システムに切り替えたが、データ収集機能に支障が生じ、その後も技術的な問題が解決されていないことから、確実なデータ収集を確保できる通信回線を供給することが可能な者が唯一であるため。		8

通信回線費	理事長 金澤寛 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成21年4月1日	KDDI(株) 東京都千代田区飯田 橋3-10-10	会計規程第30条第1 項第2号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき	—	4,928,790	—	0	本通信回線契約は、全国各地の 諸観測データ等をオンラインで通 信し、研究にも活用されるもので ある。この回線の一部はすでに 国がKDDI(株)と契約しているも のである。したがって国との間の 確実なデータ通信を確保できる 回線を供給することが可能な者 が唯一であるため。	8
後納郵便料	理事長 金澤寛 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成21年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計規程第30条第1 項第2号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき	—	1,002,875	—	0	供給することが可能な者が唯一 であるため。	9

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達最適化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>1</p>
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>2</p>
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	<p>3</p>
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>4</p>
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	<p>5</p>
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	<p>6</p>
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	<p>7</p>
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	<p>8</p>
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p>	<p>9</p>
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	<p>10</p>
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	<p>11</p>
<p>(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	<p>12</p>